

貨物自動車運送事業法第24条の3及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8に基づき、  
当社の「輸送の安全」に係る事項を下記の通り公表する。

2020年6月30日  
四国西濃運輸株式会社

- 輸送の安全に関する基本的な方針・目標及びその達成状況
  - ① 基本方針

「物流を通じて、お客様に喜んで頂ける最高のサービスを常に提供し、国家社会に貢献する。  
企業市民として常に交通安全を心がけ、環境問題にも積極的に取組む姿勢を基本とする」
  - ② 目標 『有責車両事故ゼロを達成しよう』
    1. 人身事故「ゼロ」を達成しよう
    2. 構内・パーキングでの事故「ゼロ」を達成しよう
    3. 業務上の交通違反「ゼロ」を達成しよう
  - ③ 達成状況 2019年度（3月末現在） 15事業所、679人に対する指導の実施
- 事故に関する統計 \*2019年度（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）2件
- 2019年度の行政処分 年度中の行政処分なし
- 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置
  - ① 事故ゼロ運動「カンガルー運動」の展開
  - ② 事業所単位で、年間「安全指導計画」を策定

事故防止委員会を事業所単位に設置、月々の安全活動を実施
  - ③ 社内外の専門講師による、安全講習会の実施
  - ④ 安全機材の設置（デジタコ・ドラレコ・バックアイカメラ・衝突軽減装置）
  - ⑤ ナスバネットによる適性診断の実施
  - ⑥ IT遠隔地点呼の導入による対面点呼の充実
- 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
  - \* 事故発生に対しては、社内所定の報告書により本社統括部門に連絡、その情報については各事業所に情報として配信、安全教育教材として活用。
  - \* 組織体制は、安全管理規程内に記載。
- 輸送の安全に関する教育および研修計画
  - ① 初任運転者研修
  - ② 事故再発防止研修
  - ③ エコドライブ研修
  - ④ 車両事故ゼロへの取り組み ドライバーコンテストへの参加（車両点検技術・法規走行研修）
  - ⑤ 安全インストラクターによる各種研修
  - ⑥ ドラレコ画像を活用した事故事例研究会の実施
- 輸送の安全に係る内部監査

輸送の安全に関するヒアリングを含めた内部監査を年1回実施。
- 安全統括管理者

常務取締役 営業本部担当 松本 耕三
- 安全管理規程（資料：組織図・指揮命令系統）